

標準報酬の月額改定について②

～育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定～

標準報酬の月額は、年1回の決まった時期(毎年9月)に組合員全員の標準報酬の月額の見直し(定時決定)が行われますが、1年の途中で報酬が大きく変動した場合には一定の要件を満たしたときに改定されることになっています。

今月号では、育児休業等が終了したときの見直しとなる「**育児休業等終了時改定**」、産前産後休業が終了したときの見直しとなる「**産前産後休業終了時改定**」について説明をします。

資格取得時決定	組合員となったとき
定時決定	年1回の決まった時期(毎年9月)の見直し
随時改定	報酬が大きく変動したときに行う改定
育児休業等終了時改定	育児休業等が終了した時点での改定
産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した時点での改定

1. 育児休業等終了時改定

3歳未満の子を養育している組合員が育児休業等の終了後、育児部分休業や育児短時間勤務に伴う勤務時間の短縮等により報酬が低下した場合には、随時改定に該当しなくても本人の申出により標準報酬の月額が改定されます(1等級の差でも改定します)。これを育児休業等終了時改定といいます。これによって、育児休業等終了後の実際の報酬に応じた標準報酬の月額に基づいて保険料(掛金)負担ができるようになります。

この育児休業等終了時改定により改定された標準報酬の月額は、その育児休業等の終了日の翌日から起算して

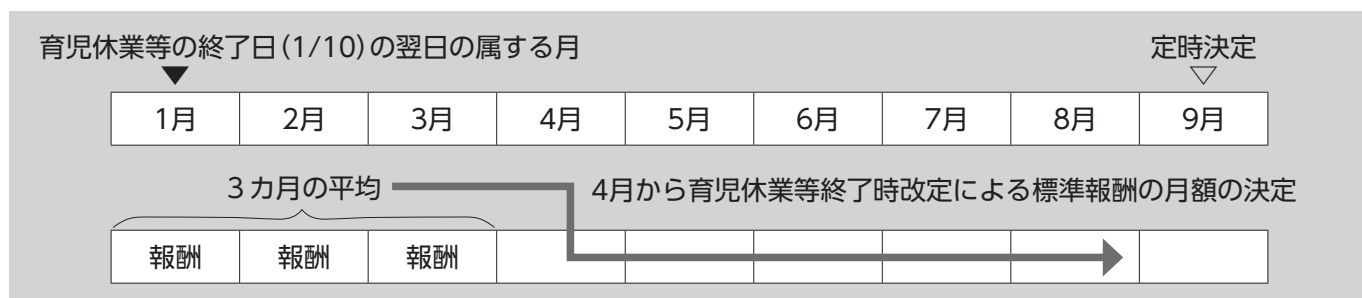
2カ月を経過した日の属する月の翌月が1月から6月までの間である場合にはその年の8月まで使用され、2カ月を経過した日の属する月の翌月が7月から12月までにある場合には翌年の8月まで使用されます。

育児休業等終了時改定では、**育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3カ月間の報酬月額の平均が標準報酬の月額とされます。**

ただし、3カ月間のうち、その月の報酬支払いの基礎となる支払基礎日数が17日未満の月がある場合には、その月を除いた平均額に基づいて改定が行われます。

<育児休業等の終了時改定の算定例>

- 1月10日に育児休業等を終了した場合…
1月、2月、3月の3カ月間の報酬月額の平均額によって4月からの標準報酬の月額を決定(下図参照)
- 1月31日に育児休業等を終了した場合…
2月、3月、4月の3カ月間の報酬月額の平均額によって5月からの標準報酬の月額を決定



2. 産前産後休業終了時改定

産前産後休業(産前42日(多胎妊娠の場合には98日)、産後56日)終了後に報酬が下がった場合には、随時改定に該当しなくても本人の申出により標準報酬の月額が改定されます(1等級の差でも改定します)。これを産前産後休業終了時改定といいます。

この産前産後休業終了時改定により改定された標準報酬の月額の使用期間、および3カ月間の報酬月額の平均額

の算出の仕方は、育児休業等終了時改定と同様となります。

なお、産前産後休業に続けて育児休業等をとる場合には、産前産後休業と育児休業等を1つの休業とみなして、育児休業等の終了時に改定が行われます。逆に、育児休業等に続けて産前産後休業をとる場合には、育児休業等と産前産後休業を1つの休業とみなして、産前産後休業の終了時に改定が行われます。

標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも反映されます。